

〈研究ノート〉

第3セクターの剰余金の帰属 ～地方公共団体の包括外部監査を踏まえて～

熱 田 雅 夫

[目 次]

- 1 はじめに
- 2 株式会社方式による第3セクターの剰余金の帰属
- 3 剰余金を地方公共団体に還元するための法的スキームの有無
- 4 おわりに

1 はじめに

私は、地方自治法（252条の27以下）に基づく包括外部監査人として、包括外部監査を実施する過程で、株式会社方式によるいわゆる第3セクターの剰余金の存在を認識するとともに、その剰余金は誰に帰属するものとすべきかについての検討を行った。

その詳細は、「出雲市 包括外部監査人」としての『平成24年度 包括外部監査結果報告書 ●外郭団体等』^(注)に記したとおりである。

全国の地方公共団体が株式会社方式による第3セクターを多数設立していることからすると、この「株式会社方式による第3セクターの剰余金の存在」と「第3セクターの剰余金は誰に帰属するものとすべきか」は、特定の一部地方公共団体に限らず、広く全国の第3セクターの問題であると考えられる。また、上記包括外部監査の経験から、この点に関する立法措置の必要性を強く感じている。

これらの問題意識から、今回これらの点について「研究ノート」の形で、問題提起をすることとした。これを契機として「第3セクターの剰余金は誰

に帰属するものとすべきか」、さらには「第3セクターの剰余金を地方公共団体に還元していく法的スキーム」についてより深く研究がなされ、それが具体的政策提言に繋がることを期待するものである。

2 株式会社方式による第3セクターの剰余金の帰属

(1) 株式会社方式による第3セクターの剰余金は誰に帰属するものとすべきか。

この問題について、会社法の考え方および同法の基本構造からすれば、剰余金は、株主持分ということになるから、株主平等原則を基本として配当等の手続によって株主に分配することができるはずである。

当該地方公共団体が100パーセント出資している第3セクターならば、通常は、それで、問題にはならないと考えられる。

しかし、当該地方公共団体の他に出資者がいる場合にはどうだろうか。例えば、当該地方公共団体の出資比率が70パーセントで、その他の者の出資比率が30パーセントの場合に、出資による貢献度が70対30であるから、株主平等原則にしたがって、剰余金の30パーセント分をその他の株主に配当するというのでよいのだろうか。

普通に考えるとそれでよいように思われるが、第3セクターの剰余金の形成過程を仔細に検討すると、果たしてそれでよいか疑問が生じるのである。

(2) 第3セクターは、株式会社方式をとっていても、その剰余金形成に、出資地方公共団体が大きく寄与している場合が多い。

例えば、当該地方公共団体の施設利用にあたって利用料の減免措置を受けている場合である。この場合、第3セクターは、大幅に費用支出を抑えることができ、その結果、剰余金が形成される。

それを株主平等原則に則って平等に他の株主に分配すれば、地方公共団体によって提供された便益を他の株主が得ることになってしまう。

利用料の減免が費用支出に占める割合がほんのわずかである場合は大きな問題とはいえないかもしれない。だが事業主体にとっての費用支出において、

賃料は相当程度のボリュームになるものであって、剰余金形成において地方公共団体が大きく寄与していることはよくあることである。

（3）上記のような実態を考えると、第3セクターの剰余金に対して、形式的に株主平等原則に従ってそれぞれの株主持分を観念してよいか、形式的に株主平等原則にしたがって株主に配当してよいか、疑問に思わざるを得ない。むしろ剰余金のうちの相当程度は、当該地方公共団体が得るべきではないかと思われるのである。

冒頭の例でいえば、他の株主の分である「剰余金の30パーセント」の内の相当程度は当該地方公共団体に帰属させるべきではないだろうか。

3 剰余金を地方公共団体に還元するための法的スキームの有無

（1）では上記例での「30パーセント」部分が当該地方公共団体に帰属すべきとして、具体的にこれを地方公共団体に還元する方法はあるのだろうか。

現行法上は方法が定められていない。かろうじて考えるのは、その第3セクターから当該地方公共団体への「寄付」の方法である。

だが、地方公共団体への「寄付」に反対する株主がいた場合には、その反対株主から、株主平等原則に反する、会社の目的に反する等、会社法違反を理由とする、取締役の責任追及や当該地方公共団体への寄付相当額の損害賠償請求の可能性が生ずる。ここにおいて地方自治法の理念と会社法の理念の衝突が生ずることになるが、それを調整する法令も見当たらない。

以上からすると現行法上は、地方公共団体への剰余金の還元にあつさわしい法的スキームはない、と言わざるを得ない。

（2）そこで剰余金の地方公共団体への還元を求めるための、立法措置が早急に検討されなければならないことになる。しかし、そこにも困難な問題がある。

例えば、当該地方公共団体が出資は行っていないものの、利用料の減免がなされている他の株式会社との均衡をどうとるのか、還元するための基準をどうするのか、等の問題である。

さらに、その第3セクターの成り立ちやこれまでの経緯、さらには直近の市町村合併の経緯などのそれぞれの個別事情を考慮すべきとの意見も想定される。

しかし、全国の地方公共団体の逼迫した財政状況からすると、第3セクターの剰余金を剰余金の状態、つまり現時点ではストックとしてとどまっただけの有効活用されていない資金の状態のままにはしておけない。早急に地方公共団体によって有効活用できるようにされなければならない、そのために「寄付」の方法の他に、法令に基づく適切なスキームが用意され、地方公共団体に還元できるようにされなければならないと考える。

4 終わりに

先達による第3セクターの剰余金に関するすぐれた研究成果があるのかもしれない。その成果を知らずにこの「研究ノート」を記したのだとすると、まことに汗顔の至りであり、深くお詫びしなければならない。

しかし現在の地方公共団体の財政状況からすると、地方公共団体からの寄与によって形成されたといえる第3セクターの「剰余金」を、地方公共団体が「使えない」状態にあるのは問題であると感じる。そこで緊急に問題提起する必要を感じてこの「研究ノート」を記すこととした。

(注) 出雲市ホームページ URL:

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1331088084430/files/h24houkatugaibukansagaiyou.pdf>

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1331088084430/files/h24houkatugaibukansahoukokusyo2-1souron1.pdf>